

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和7年3月13日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和7年3月13日（木曜日）

午前9時58分開議

午後0時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 令和7年度熊本県一般会計予算

議案第39号 令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第47号 令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第50号 令和7年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第57号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 包括外部監査契約の締結について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①沖縄県からの避難住民受入れに係る初期的な計画(案)について

②カスタマーハラスメント対策の実施について

③熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)の一部改訂について

④地域未来創造会議の開催状況について

⑤緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

令和6年度総務常任委員会における取組の成果について

出席委員(7人)

委員長 内 野 幸 喜

副委員長 西 村 尚 武

委員 岩 下 栄 一

委員 松 田 三 郎

委員 松 村 秀 逸

委員 幸 村 香代子

委員 住 永 栄一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内 田 清 之

政策審議監 津 川 知 博

国際・くまモン局長 川 寄 典 靖

危機管理監 橋 本 誠 也
 政策調整監 神 西 良 三
 首席審議員兼秘書課長 福 原 彰 宏
 広報課長 清 水 英 伸
 国際課長 櫟 本 麻 理
 くまモン課長 鳥 井 薫 順
 危機管理防災課長 井 上 雄一朗
 総務部
 部 長 小金丸 健
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 中 村 誠 希
 政策審議監 坂 野 定 則
 総務私学局長 枝 國 智 子
 人事課長 寺 本 和 央
 財政課長 元 田 啓 介
 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
 総務厚生課長 帆 足 朋 和
 財産経営課長 松 尾 亮 爾
 私学振興課長 松 村 加奈子
 首席審議員
 兼市町村課長 阿 南 周 造
 消防保安課長 楠 ゆみ子
 税務課長 花 房 博
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 （デジタル戦略担当）
 兼デジタル戦略局長 阪 本 清 貴
 理 事
 （球磨川流域復興担当）
 兼球磨川流域復興局長 府 高 隆
 政策審議監 沖 圭一郎
 地域振興・
 世界遺産推進局長
 兼阿蘇草原再生・
 世界遺産推進課長 浦 田 美 紀
 交通政策・統計局長 森 山 哲 也
 土木技術審議監 仲 田 裕一郎
 企画課長 受 島 章太郎
 地域振興課長 若 杉 久 生

首席審議員
 兼交通政策課長 坂 本 弘 道
 空港アクセス鉄道
 整備推進課長 猪 原 英 次
 統計調査課長 東 敬 二
 デジタル戦略推進課長 牧 野 記 大
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 中 川 太 介
 出納局
 会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司
 会計課長 川 上 竜 也
 管理調達課長 津 川 尚 美
 人事委員会事務局
 局 長 城 内 智 昭
 公務員課長 森 亮 子
 監査委員事務局
 局 長 小 原 正 巳
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也
 監査監 石 井 利 幸
 議会事務局
 局 長 波 村 多 門
 次長兼総務課長 本 田 敦 美
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 板 橋 徳 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 槇 原 俊 郎
 政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 ただいまから第7回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から説明をお願いします。

○小金丸総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和7年度当初予算につきましては、新たに策定したくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、全庁一丸となり熊本県の飛躍に向けて挑戦し、県民の皆様とともにくまもと新時代を創っていくことを目指し、各分野の施策を力強く推進あるいは加速する事業など、総額8,447億円余を計上しております。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から、今回の当初予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長 財政課でございます。

それでは、総務常任委員会説明資料(令和7年度当初予算)、資料の1ページをお願いいたします。

7年度当初予算の概要でございます。

I、予算編成の基本的な考え方につきましては、冒頭総務部長のほうから御説明させていただきましたとおり、12月に策定した基本方針を踏まえた編成を行ったところでございます。

II、当初予算の規模でございます。

一般会計当初予算の規模、8,447億9,700万円となっております。

本年度、令和6年度、肉づけ予算6月補正後の予算額と比較をしまして、113億5,200万円の減となっております。地震、豪雨からの復旧、復興に係る予算の減少などが主な要因でございます。

下段に、当初予算額の推移の棒グラフを入れております。今回の8,447億9,700万円、過去を遡りますと、過去6番目の規模という形になってございます。

下の2ページでございます。

III、当初予算の特色でございます。

くまもと新時代共創基本方針の柱に沿って整理をしております。

1番、こどもたちが笑顔で育つ熊本に係る予算として40億600万円、2、世界に開かれた活力あふれる熊本、こちらで93億7,800万円、3、いつまでも続く豊かな熊本、こちらで13億7,900万円、4、県民の命、健康、安全・安心を守る、こちらで171億1,000万円でございます。こちら4項目につきましては、重複もしております。

また、下に参考としまして、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害への対応としまして、それぞれ熊本地震関係では累計で1兆842億円、豪雨災害につきましては3,268億円の累計の予算額となっております。

3ページをお願いいたします。

3ページ、4ページにつきましては、一番上段の一般会計のほか、15の特別会計及び5つの企業会計の内訳を記載しております。こちらにつきまして、それぞれの所管の常任委員会で御審議いただくものでございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

こちらが、まずは歳入予算でございます。

歳入予算につきまして、上の5ページ、4番、地方特例交付金、こちらが大きく動いておりますけれども、こちらにつきましては、個人住民税の定額減税に伴う減収補填、こち

らの皆減によるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

こちらが歳出予算でございます。

一番右側の説明欄に額の大きな主なものを記載しております。

当初予算の概要は以上でございます。

○内野幸喜委員長 引き続き、担当課長からの説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、関係課長等から、職員給与費以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いいたします。

職員給与費につきまして、一括して人事課の例で御説明いたします。

上段の一般管理費、説明欄、職員給与費の(1)は、令和7年度における人事課の職員給与費で、令和7年1月1日現在の人事課職員の給与費から積算したものでございます。

各課の職員給与費につきましても、同様の方法で積算し、計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○内野幸喜委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○神西政策調整監 知事公室付でございます。

10ページをお願いします。

2段目の計画調査費について、右側の説明欄を御覧ください。

(3)新聞クリッピング事業ですが、県政の重要課題等に係る新聞記事の情報収集については、従来各所属で対応しておりましたが、業務効率化等の観点から全庁一元的に知事公室付で行うこととし、そのために要する経費

でございます。

知事公室付は以上です。

○福原秘書課長 秘書課でございます。

10ページ下段をお願いいたします。

一般管理費でございます。

右の説明欄を御覧ください。

2の庁費につきましては、秘書課の運営経費及び二役秘書事務委託に要する経費でございます。

秘書課は以上です。

○清水広報課長 広報課でございます。

11ページをお願いします。

2段目の広報費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

1の広報事業費は、新規事業として、台湾など海外における本県の認知度向上、イメージアップ広報を図るほか、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、インターネット等を活用して県の重要な施策等を県内外に発信するものです。

2の広聴事業費は、知事が県民と直接対話を行うお出かけ知事室の実施に係る経費です。

なお、お出かけ知事室は、今年度、県民対話事業として実施しておりましたため、新規の扱いとしております。

広報課は以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

12ページをお願いいたします。

2段落目の防災総務費について、説明欄を御覧ください。

2の防災対策費の(3)の地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う地域防災リーダーの育成や活動支援員による支援等に要する経費でございます。

(5)の九州広域防災拠点強化整備事業は、

南海トラフ地震を想定した広域応援訓練の実施等に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

(10)の防災DX推進事業は、防災情報共有システムの改修やデジタル技術を活用した情報収集等に要する経費、4の防災情報通信基盤整備事業は、衛星通信設備の整備及び防災行政無線設備の浸水対策に要する経費でございます。

危機管理防災課は以上です。

○櫛本国際課長 国際課でございます。

14ページをお願いいたします。

一般管理費のうち、2、庁費につきましては、局全体に係る調整や局長室運営に係る経費でございます。

続きまして、その下の国際交流推進費でございますが、県の姉妹友好提携先との交流事業に要する経費、また、(2)の自治体国際化協会等への負担金、そして、その他通訳や市町村職員の人件費負担金に要する経費等でございます。

15ページをお願いいたします。

右側の説明欄でございますが、一番上段の(3)熊本県多文化共生支援事業につきましては、熊本県外国人サポートセンターの運営や新年度から新しく取組予定の市町村伴走型支援等に要する経費でございます。

(4)災害時外国人支援体制構築事業につきましては、外国人向け防災セミナー及び防災訓練の支援等に要する経費でございます。

次の項目の商業総務費でございますが、貿易振興費の(1)(3)(4)は、それぞれ3つの海外事務所の運営に係る経費でございます。

(2)海外展開推進体制整備事業につきましては、台湾・高雄の交流促進アドバイザーの設置に要する経費でございます。

(5)台湾における企業支援窓口運営事業につきましては、熊本、台湾双方からの相談窓口でございます熊本・台湾ビジネスサポート

デスクの運営に要する経費でございます。

(6)は、知事の海外戦略トップセールスに要する経費でございます。

国際課は以上です。

○鳥井くまモン課長 くまモン課でございます。

16ページをお願いします。

上段、計画調査費、説明欄をお願いします。

これは、くまモンの使用許可等管理事業として、くまモンのイラスト利用許諾に要する経費等を計上しております。

続きまして、下段、商業総務費です。

2、物産振興費につきましては、くまモン隊の活動に要する経費やくまモンスクエアの管理運営経費等を計上しております。

(5)及び(6)は、新規事業で、くまモンランドのプロモーションに要する経費や海外における熊本ファン拡大等に要する経費を計上しております。

くまモン課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いします。

上段の一般管理費、説明欄(2)の時間外勤務手当等保留分は、年度途中で災害等により業務量が増加したときに備えて、人事課で知事部局分の時間外手当の保留分を一括して計上するものでございます。

下段の人事管理費、説明欄2、人事管理費の(9)人事給与システム等再構築事業は、運用開始から30年以上経過する人事給与システムについて、令和6年度から9年度にかけて、事務の効率化、省力化につながる次期システムの開発に取り組むこととしておりまして、来年度の委託費として、所要額を計上しております。

3の退職手当は、知事部局職員の退職手当所要額を計上しております。

一番下の課の計につきまして、前年度より11億4,500万余の減額となっておりますが、これは、令和7年度は定年が62歳に引き上がり、令和7年度末の62歳定年退職がないため、その分の退職手当が減となることが主な理由でございます。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費、説明欄の2、庁費、管理運営費につきましては、知事部局職員の赴任旅費を計上しているものでございます。

2段目、財政管理費でございます。

説明欄の4、職員等退職手当基金積立金につきましては、定年の段階的な引上げで、人事課の説明がございましたけれども、段階的な引上げに伴い、年度間で増減する退職手当の財源を積み立てるものでございます。

2番、3番、5番、6番、7番の各積立金につきましては、基金の運用利息等を追加するものでございます。

19ページ3段目、元金から20ページの上段、利子、公債諸費につきまして、公的資金及び銀行等引受債の元金や利子の償還、市場公募債の償還の原資となります公債管理特別会計への繰出金の年間所要額を計上してございます。

20ページ下段、こちらは公債管理特別会計でございます。

一般会計から繰り出しするものでございますけれども、1段目の元金から3段目の公債諸費につきまして、こちら、市場公募債等の元金や利子の償還並びに市場公募債の発行に要する手数料等の年間の所要額を計上してございます。

21ページでございます。

こちらは債務負担行為の設定でございます。

これは、他の地方公共団体と共同で発行す

る形式の市場公募債、いわゆる共同債と呼ばれるものですが、こちらにつきまして、発行に参画する総計45の都道府県等で連帯をして債務を負う必要がございますので、その連帯債務でございます。

財政課は以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

22ページをお願いします。

2段目、文書費の説明欄を御覧ください。

1の文書事務費は、(1)文書関係事務、(2)情報公開・個人情報保護事務等に係る事務費でございます。(6)は、DXによる行政文書管理の効率化に係る調査費です。

下段の諸費は、県出身者向けの東京の学生寮有斐学舎に対する運営費助成でございます。

なお、今年度は、6月の肉づけ予算で計上させていただきました。

23ページをお願いします。

大学費でございます。

説明欄を御覧ください。

(1)は、通常分の運営費交付金でございます。(3)は、国の制度に基づく授業料等の減免に係る交付金、(4)は、国際交流や地域貢献の推進に係る交付金です。(5)は、豪雨災害からの復興、再生支援に係る交付金、(6)の大規模修繕費は、老朽化した空調設備の修繕等に係る交付金でございます。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

24ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、説明欄2の庁費の共済組合事業費は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の負担金などでございます。

次に、中段の人事管理費でございます。

説明欄1の人事管理費のうち、(1)の総務事務集中化運営費は、庶務事務の集中処理に係る人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、基金寄附などに要する経費でございます。

2の職員福利厚生費のうち、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドックなどに要する経費、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅の維持管理費に要する経費でございます。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

25ページをお願いいたします。

1の財産管理費のうち、(2)の市町村交付金は、貸付け等を行っている県有財産が所在する市町村への固定資産税に係る交付金でございます。

3の庁舎等管理費は、県庁舎や地域振興局等の庁舎管理、設備改修、地域振興局等への電話自動録音装置の導入等に要する経費でございます。

26ページ、4の財産利活用推進費ですが、(2)のFM推進県有施設集約化事業は、熊本総合庁舎跡地、熊本土木事務所跡地など、県有財産の有効な利活用及び県有建築物の長寿命化対策の推進に要する経費でございます。

下段をお願いします。

債務負担行為の設定です。

いずれも令和7年度から2か年で実施するため、設定をお願いするものでございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

27ページをお願いします。

上段の諸費は、宗教法人の指導及び調査事務費でございます。

下段の私学振興費でございますが、説明欄

の4、私学振興助成費につきましては、(1)から(3)までの事業は、私立学校の経常的経費に対する助成や生徒が安心して学校に通える環境をつくるためのスクールソーシャルワーカーの活用に対する助成等、私立学校の運営への支援を行うものです。

(4)から次の28ページの(6)までの事業は、授業料負担軽減のための就学支援金の支給や授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金の支給等、生徒、保護者の経済的負担軽減を行うものです。

(7)の事業は、外国籍の生徒の受入れ体制整備への助成や海外進学・留学の支援体制の整備など、グローバル人材育成への支援を行うものです。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

29ページをお願いします。

1段目の地域振興局費については、右側説明欄(2)広域本部・地域振興局政策調整事業は、各広域本部、振興局が、350万円を上限とし、臨機応変に地域課題の解決に取り組む事業となります。

4段目の自治振興費の(1)自治振興支援費は、市町村課の業務運営費や権限移譲事務を担う市町村への交付金等となります。

(2)市町村自治宝くじ交付金は、サマージャンボ、オータムジャンボ等の宝くじ収益金を、全国宝くじ事務協議会から県を経由して市町村振興協会へ配分する交付金となります。

(3)住民基本台帳ネットワークシステム推進事業は、県や市町村等が、業務上氏名、住所等の本人情報を確認するためのシステムである住基ネットの維持管理経費や住基ネットに保存された本人情報保護に関し、審議を行う本人確認情報保護審議会の運営経費等となります。

飛んで、(7)市町村行政サービス維持向上

支援事業は、いわゆる地域の未来予測の作成等に取り組む市町村への交付金等となりますが、令和7年度は8団体が作成を予定しています。

次に、30ページの下から2段目の参議院議員選挙費は、令和7年7月28日の任期満了に伴う通常選挙執行経費として、投票用紙作成、選挙啓発等の事務費のほか、投開票事務を担う市町村への交付金、候補者の政見放送等に対する公費負担となります。

下段の市町村振興資金貸付事業特別会計ですが、1段目の市町村振興資金貸付金は、公共施設整備や災害復旧に取り組む市町村への貸付金となります。

2段目の一般会計繰出金は、29ページ1段目、地域振興局費の(2)広域本部・地域振興局政策調整事業と、同じく29ページ4段目、自治振興費の(7)市町村行政サービス維持向上支援事業の各財源として繰り出すものです。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

31ページをお願いします。

上段の防災総務費についてですが、説明欄2の防災対策費は、防災消防ヘリの運航管理、防災消防航空センター事務所の維持管理などに要する経費でございます。

下段の消防指導費についてですが、説明欄2の消防費のうち、(4)消防体制強化推進事業は、消防本部における消防指令共同化などの消防力の強化推進のほか、消防団の消防操法大会や広報など、充実強化に要する経費でございます。

(5)救急医療対策事業は、急なけがや病気をした際に、電話相談できる救急安心センターの運営に要する経費です。

説明欄4の消防学校費のうち、(2)消防学校施設整備事業は、本館及び寄宿舍の建て替

えなどに要する経費でございます。

32ページ上段の火薬ガス等取締費についてですが、説明欄の2から4までの事業は、いずれも関係事業者に対する許認可や登録、検査、免状交付などに要する経費でございます。

ページ下段は、債務負担行為の設定です。

31ページで御説明しました消防学校施設整備事業について、本館及び寄宿舍の建設工事が令和9年度まで、現在の車庫棟解体及び教育訓練で使用する消防車両の更新事業が令和8年度まで、準備も含めまして複数年の事業期間が必要であることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

消防保安課は以上でございます。

○花房税務課長 税務課です。

33ページをお願いします。

上段、税務総務費です。

3番、納税奨励費は、主に軽油引取税の特別徴収義務者に税額の一定割合を交付するものでございます。

6番、県税事務オンラインシステム維持管理費につきましては、税務行政を円滑に効率よく進めるためのシステムを運用改善していくための経費です。

7番、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金を条例により基金に積み立てるものです。

下段、賦課徴収費の2、公金取扱費は、個人県民税の賦課徴収を行う市町村に対し、また、地方消費税の賦課徴収を行っている国に対して支払うものです。

3番、県税過誤納還付金は、県税の還付に対応するための費用でございます。

次の34ページ、上段のゴルフ場利用税交付金から、数段ありまして、一番最後の法人事業税交付金、これまでは、県の税収を基に市町村への交付あるいはほかの都道府県の間で清算を行うものでございます。

税務課は以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

36ページをお願いいたします。

まず、諸費について、右側の説明欄を御覧ください。

東京事務所費として、事務所の管理運営などに要する経費でございます。

次に、計画調査費について、説明欄を御覧ください。

1の開発促進費は、主に全国知事会等への負担金や活動に要する経費でございます。

2の企画推進費のうち、(2)のSDGs推進事業は、県の登録制度の運用など、SDGsの推進に要する経費でございます。

(3)の大阪・関西万博自治体催事出展事業は、九州7県が合同で行います大阪・関西万博への出展に要する経費でございます。

3の世界チャレンジ支援基金積立金は、若手芸術家や学生などの海外留学を支援する事業に活用する基金への積立金でございます。

4のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、企業版ふるさと納税としての寄附金について、各事業へ充当するため、基金に積み立てるものでございます。

企画課は以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

37ページをお願いいたします。

計画調査費について御説明します。

右側説明欄を御覧ください。

1、開発促進費の(7)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣・芦北地域における環境負荷を減らしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりの取組への支援等に要する経費です。

2、企画推進費について御説明します。

(3)御所浦地域活性化推進事業は、御所浦地域の交流人口の拡大及び地域活性化に要す

る経費です。

次の38ページ、(6)移住定住加速化事業は、移住定住相談窓口の設置やSNS等を活用した情報発信など、移住、定住の促進等に要する経費でございます。

(9)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、第七次水俣・芦北地域振興計画における市、町の重点施策の課題解決の支援等に要する経費です。

(10)地域未来創造事業は、県内の各地域で開催する地域未来創造会議に要する経費です。

(11)くまもと未来づくりスタートアップ事業は、地域団体や市町村による地域活性化の取組への支援や地域未来創造会議の議論等を踏まえた市町村支援、広域本部、地域振興局による地域振興の推進に要する経費です。今年度の地域づくりチャレンジ推進事業の内容を引き継ぐとともに、地域未来創造会議を踏まえた取組等を支援してまいります。

3、特定地域振興対策事業は、過疎や離島など、特定地域の振興対策に要する経費です。

4の土地利用対策費、土地利用対策事業は、国土利用計画法に基づく地価調査や土地取引の届出審査等に要する経費です。

5、球磨川流域復興対策費、被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施する被災地域の住民等の移転先となる渡地域における避難路整備等に要する経費です。

地域振興課は以上です。

○浦田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

39ページをお願いします。

計画調査費について、右側説明欄を御覧ください。

1、企画推進費は、阿蘇の草原再生に係る

事業で、(1)は野焼き再開支援等に要する経費、(2)は担い手確保や野焼きの作業省力化を図るための恒久防火帯の整備等に要する経費です。

次の2、文化企画推進費は、世界文化遺産に係る事業で、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や既に登録されている万田坑、三角西港及び天草崎津集落の保全活用に要する経費です。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

40ページをお願いいたします。

まず、計画調査費について、1、交通整備促進費の(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、鹿児島県、地元市町と協調し、同社の鉄道基盤の整備、維持に対する補助を行う経費でございます。

次に、(2)地域交通企画調整事業については、地方バス、地域鉄道、離島航路等への支援やくま川鉄道及びJR肥薩線の復旧に向けた協議、調整、それから、熊本都市圏における渋滞解消推進に要する経費等でございます。

(3)広域交通網形成促進事業につきましては、三県架橋及び八代・天草シーライン構想の推進に要する経費でございます。

次に、2、空港整備促進費について、(1)阿蘇くまもと空港関連事業については、国が実施する空港の直轄事業の負担金、路線振興に係る国際線振興協議会への負担金、また、空港PRなど、阿蘇くまもと空港の創造的復興推進に要する経費等でございます。

(2)地域航空推進事業については、天草エアラインの機材整備に対する助成や天草空港利用促進協議会への負担金等でございます。

次に、企画施設災害復旧費については、令和2年7月豪雨で部分運休中のくま川鉄道へ

の災害復旧支援に要する経費でございます。

交通政策課は以上です。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

41ページをお願いします。

計画調査費につきまして、右の説明欄を御覧ください。

1の交通整備促進費につきましては、JR豊肥本線を含めた熊本都市圏鉄道ネットワーク強化等の調査、検討に要する経費でございます。

2の空港整備促進費につきましては、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた調査等に要する経費でございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

42ページをお願いします。

まず、上段の統計調査総務費につきまして、右側の説明欄を御覧ください。

2の統計職員費は、統計業務を担う職員の研修や統計の普及啓発等に要する経費でございます。

3の統計諸費は、県が行う統計関係事業に要する経費でございます。

次に、中段の委託統計費につきましては、国から委託を受けて実施する基幹統計調査に関するもので、1の毎年実施する経常分、2の5年ごとに実施する周期分に要する経費でございます。

下段の単県統計費につきましては、1と2は、推計人口調査など県独自で行う統計調査に要する経費、3の単県統計諸費は、統計データ利活用推進及び各種統計資料の作成等に要する経費でございます。

統計調査課は以上です。

○牧野デジタル戦略推進課長 デジタル戦略

推進課でございます。

43ページをお願いします。

まず、人事管理費につきまして、右側の説明欄を御覧ください。

(1)の電子自治体推進事業につきまして、電子申請受付システムなど、県と市町村による情報システムの共同運用に要する経費でございます。

(3)の行政デジタル化推進事業につきましては、市町村のデジタル化、DXを支援するためのデジタル専門人材の派遣などに要する経費でございます。

(4)のくまもとDXグランドデザイン推進事業につきましては、県内のDXを推進するための産学官連携の母体でございますくまもとDX推進コンソーシアムの運営、それから、DXの実装に向けたDXを検討されている企業とソリューションを有する企業とのマッチング機会の創出などに要する経費でございます。

(5)のデータ連携基盤構築等推進事業につきましては、行政や民間のデータの活用、連携を容易にするデジタルインフラでございます熊本データ連携基盤の運用、それから、民間企業などと連携をいたしましたデータ活用事例の創出に要する経費でございます。

(6)の相良村情報通信基盤整備支援事業につきましては、ネットの回線速度が県内で最も遅く、かつ公設公営の状態にございまして、災害などにより万が一の場合に途絶した場合の復旧に時間を要する相良村の情報通信基盤の高度化、民設民営化への支援に要する経費でございまして、村内の通信速度の向上、相良村の振興を後押しするものでございます。

次に、計画調査費でございます。

右側の説明欄の(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステムの運用管理などに要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

44ページをお願いいたします。

人事管理費につきまして、右側の説明欄を御覧ください。

(1)の電子計算管理運営事業は、人事給与システムなど、基幹システムの運用を行うホストコンピュータの運用管理に要する経費でございます。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業は、パソコンの調達、メールなどのグループウェアシステムの運営等に要する経費でございます。令和7年度は、サポート期限の到来に伴いまして、ウィンドウズ11やオフィス365のライセンスの調達、その入替え経費を計上してございます。

(3)電子県庁構築事業につきましては、各種情報システムを搭載しているサーバー機器のリースなどの管理運営、自治体間を結ぶネットワークであるLGWANの運営負担金に要する経費でございます。

(4)のICTを活用した働き方改革等推進事業につきましては、オンライン会議システムやビジネスチャットなど、ICTを活用した業務効率化を進めるための環境整備等に要する経費でございます。

次に、計画調査費につきまして、右側の説明欄をお願いいたします。

熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各出先機関をつなぐ熊本県総合行政ネットワークの通信回線借り上げ等の運用管理に要する経費でございます。

令和7年度におきましては、業務効率化や働き方改革のさらなる推進のため、職員用パソコンの庁外利用に向けたシステム構築、設計に要する経費を計上しております。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

45ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、右側の説明欄を御覧ください。

1の企画推進費の(1)球磨川流域復興局運営費は、復興局の運営等に要する経費でございます。

(2)「球磨川リバーミュージアム構想」推進事業は、球磨川リバーミュージアム構想の推進に要する経費でございまして、構想の策定経費でございます。

(3)人吉・球磨地域未来創造人材づくり事業は、地域おこし協力隊による人吉・球磨地域の広域的な課題解決に加え、新たな移住者を呼び込む仕組みづくりに要する経費でございます。

2の五木村振興基金積立金と3の球磨川流域復興基金積立金は、基金の運用利息を積み立てるものでございます。

4の球磨川流域復興対策費の球磨川流域復興基金交付金は、球磨川流域復興基金等を活用しまして被災市町村の取組に対する支援を行うための経費でございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○川上会計課長 会計課でございます。

47ページをお願いいたします。

まず、上の表の2段目、会計管理費ですが、説明欄(2)の総合財務会計システム管理事業は、現在稼動しております財務会計システムの保守管理等に要する経費でございます。

(6)の新総合財務会計システム構築事業は、令和9年度の稼動に向けた新システムの構築に要する経費でございます。デジタル行政の推進の一環といたしまして、ペーパーレス、キャッシュレス、判こレスに対応するとともに、効率化や利便性の向上を目指して新システムの構築をするものでございます。

次の段の利子は、一時借入金の支払い利子でございます。

下の表の収入証紙特別会計ですが、一般会計繰出金は、証紙による手数料収入を一般会計へ繰り出すものでございます。

会計課は以上です。

○津川管理調達課長 管理調達課でございます。

48ページをお願いいたします。

下段の会計管理費は、(2)電子入札システム管理運営事業や(3)公契約条例推進事業の事務費などを計上しております。

49ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

全庁的に共通する県有施設等管理業務など3業務について、一括して御説明いたします。

今回は、令和7年度途中から複数年にわたり契約を行うものにつき設定するものでして、主に、各種システムの開発や維持管理、事務機器のリース等に係るものでございます。

管理調達課は以上です。

○森公務員課長 人事委員会事務局でございます。

51ページをお願いいたします。

上の表を御覧ください。

上段の委員会費につきましては、人事委員会委員の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費などでございます。

(5)の「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するための広報活動等に要する経費でございます。

人事委員会事務局は以上です。

○坂本監査監 監査委員事務局でございます。

51ページをお願いします。

まず、上段の委員費につきましては、監査委員の報酬等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費ですが、右側の説明欄2、運営費につきましては、事務局職員の活動費等に係る経費でございます。

監査委員事務局は以上です。

○本田議会事務局次長 議会事務局でございます。

52ページをお願いします。

上段の議会費でございますが、説明欄のとおり、1の議員報酬等のほか、2の運営費として、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等に係る経費をお願いしております。

下段の事務局費でございますが、説明欄のとおり、2の運営費として、本会議、委員会の運営や議会棟庁舎管理等に係る経費をお願いしております。

2の(2)維持修繕費では、議会棟の給排水設備等の改修工事に伴う工事費等をお願いしております。

続きまして、債務負担行為の設定でございます。

今申し上げました議会棟改修工事に伴うものでございまして、工事は令和7年度及び令和8年度の2か年での施工を予定しておりますが、このうち令和8年度分に係る事業費について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

議会事務局は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

総務常任委員会説明資料、条例等関係の1ページをお願いいたします。

議案第57号、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

について、飛びますが、64ページの概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨につきましては、昨年10月の人事委員会勧告等に基づく一般職の給与の改定を行うものです。

2、改正する条例は、(1)から(10)までの関係する条例10本を一括して改正いたします。

3、主な改正内容は、1点目が(1)の給料表の改定でございます。

これは、いわゆる国の給与制度のアップデートに準じた見直しとして、人事委員会勧告を踏まえ、国の俸給表の改定に準じた給料表の改定を行うものです。

2点目が(2)の昇給の取扱いの改定でございます。

これも、(1)と同様、人事委員会勧告を踏まえ、昇給の取扱いを見直すものです。

3点目が(3)の諸手当の改定でございます。

全部で8つの手当を改定いたします。

まず、アの初任給調整手当でございますが、獣医師の人材確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当について、条例に規定する支給月額を限度を引き上げ、支給期間を延長するものです。

次に、イの扶養手当から65ページのク、下のほうになりますけれども、特定任期付職員に支給する業績手当及び勤勉手当までの各手当については、(1)と同様、人事委員会勧告を踏まえ、見直しを行うものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

66ページをお願いいたします。

議案第58号、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、68ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、育児・介

護休業法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

改正する条例は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の2本の改正でございます。

3、主な改正内容は、育児を行う職員に対する時間外勤務の制限について、対象となる子を、小学校の就学の始期に達するまでの子に改めるものでございます。

また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定め、そのほか規定の整理を行うものでございます。

4の施行期日は、令和7年4月1日からとし、所要の経過措置は、公布の日からとします。

その他、所要の経過措置を定めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第59号、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、70ページの概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨につきましては、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、農地法が一部改正されたことに伴い、関係規定を整理するものでございます。

主な改正内容は、農地法に基づく事務について、条項ずれが生じたため、関係規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日または記載しております法律の施行の日のいずれか遅い日としております。

85ページをお願いいたします。

議案第87号、包括外部監査契約の締結について、86ページの概要で説明させていただきます。

趣旨としましては、包括外部監査契約の締結につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があることから、令和7年度分の契約の締結について、本議会に提案するものでございます。

契約内容は、地方自治法に規定する包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けることを内容とするものでございます。

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

契約の相手方は、公認会計士の庄田浩一氏を予定しております。

庄田氏は、令和5年度、6年度に本県の包括外部監査の補助者を務められ、また、令和2年度から4年度まで熊本市の包括外部監査人を務めておられ、地方公共団体の財務管理及び行政経営に精通し、監査の実施に必要な識見を有しておられると考えております。

人事課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

71ページをお願いします。

議案第60号、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

72ページをお願いします。

条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、改正内容は、本条例中マイナンバー法を引用している規定について、項番号がずれたことに伴う改正を行うものです。

3、施行期日は、改正マイナンバー法と同じ、令和7年4月1日でございます。

県政情報文書課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

73ページをお願いします。

議案第61号、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてです。

74ページの条例案の概要で説明します。

資料に記載しておりませんが、県や市町村等が、業務上住民基本台帳ネットワークを利用し、氏名、住所等の本人情報を確認するためには、当該業務が住民基本台帳法に規定されていること、同法に規定されていない場合は、利用範囲は県内情報に限定されますが、本条例に規定されていることが必要となります。

そこで、1、条例改正の趣旨ですが、今般、住民基本台帳法の一部改正等がありましたので、本条例の関係規定を整理するものです。

2、主な改正内容ですが、(1)は、本条例に規定されているア、イ、ウの3つの事務が、今般住民基本台帳法に規定されたことから、本条例から削除するものです。

(2)は、その他規定の整理として引用法令の条ずれを改めるものです。

3、施行期日は、公布の日からとしております。

市町村課は以上でございます。

○花房税務課長 税務課です。

75ページをお願いします。

第62号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

77ページをお願いします。

こちらの条例案の概要で御説明します。

1番、条例改正の趣旨は、障害者の社会参加の後押しにつながるよう、自動車税の減免要件を拡大するため、規定を整備します。

2番、主な改正の(1)は、これまで減免の

対象を本人所有の車に限っておりましたが、障害者と生計が同じ方や常時介護をされる方の車も追加します。

(2)では、家族運転の場合に、減免の対象となる使用目的を改めます。従来は通院や通学といったものが該当になっておりましたが、これからは地域活動や買物といった日常生活も対象とします。

(3)は、関係法律の一部改正で生じた条ずれの整理でございます。

3番、施行期日は、令和7年4月1日でございます。

78ページをお願いします。

第63号議案、熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてです。

79ページをお願いします。

条例案の概要で説明します。

1、条例改正の趣旨は、熊本地震や令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた方が取得する代替不動産に係る不動産取得税の減免を、取得期限を延長しますので、その規定の整備です。

2、主な改正内容は、(1)は、平成28年熊本地震、(2)は、令和2年7月豪雨、それぞれ取得期限を2年延長します。今の規定では、この3月末に期限が来てしまいますので、2年後の令和9年3月末まで延長します。

3、施行期日は、公布の日です。

80ページをお願いします。

第64号議案、熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてです。

82ページをお願いします。

条例案の概要で説明します。

1、条例改正の趣旨は、半導体関連事業の集積などで償却資産に係る県の固定資産税が生じる可能性に備えた規定の整備です。

2の主な改正内容は、県税条例には、既に県の固定資産税の規定があり、(1)のとお

り、納期について、特別の事情がある場合には別に納期を定めることができると、こういった趣旨の規定を加えます。

また、(2)は、各税目で災害減免の規定を設けておりますので、これに沿って本税においても同様の規定を整備します。

3の施行期日は、公布の日です。

税務課は以上です。

○牧野デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

83ページをお願いいたします。

議案第65号、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきまして、84ページの条例案の概要で説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、マイナンバー法におきまして、地方公共団体は、社会保障、地方税に関する事務等で条例に定めるものについて、必要に応じてマイナンバーを利用することができるとされていることに基づきまして、本県において、独自にマイナンバーを利用する事務等を定めているものでございます。

今回の改正内容につきましては、2に記載のとおり、条例で引用しているマイナンバー法の条項の繰下げに伴う関係規定の整理、それから、生活保護法の改正により、生活保護受給世帯の子供が高校を卒業し、大学等に進学する際の新生活の立ち上げ支援のために給付する進学準備給付金の対象を、高校卒業後の就職する際の新生活の立ち上げ支援にも拡充することとなり、給付金の名称が進学・就職準備給付金に変更されたことに伴う引用部分の規定の整理でございます。

施行期日は、マイナンバー法の改正に伴うものは、令和7年4月1日から、それ以外は公布の日からとしております。

デジタル戦略推進課は以上です。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

まずは、知事公室、総務部の質疑を受けた後に、企画振興部、ほか委員会の質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 国際課です。

J E Tプログラムですけれども、昭和50年代の事業ですね。もうえらい長いことまだ継続していたんです、J E Tプログラム。外国人の英語教師の招聘とかいろんな話があったけれども、その実績とか成果とか、いろいろあったんですかね、課長さん。

○樺本国際課長 国際課でございます。

J E Tプログラムについての御質問をいただきました。

委員御指摘のとおり、J E Tプログラム、この事業の開始当初から熊本県はこのJ E Tプログラムを行っておりまして、現在、J E Tのメンバーが県内に175名おります。うち、C I Rといいまして、行政も、県庁2名、八代、そして荒尾市にも1名ずつおられます。

国際交流の推進を促進するためということで、J E Tの中のA L Tという人たちが160名いるんですけれども、その人たちについては、学校現場で英語教育の支援をしております。

して、なおかつ地域の国際交流についても積極的に協力、支援しているという、大変重要な役割を今も担っていただいております。

以上です。

○岩下栄一委員 いろいろ成果があったということですね。

○櫛本国際課長 ありがとうございます。成果上がっているというふうに認識しております。それで我々も一生懸命取り組んでいるところでございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料27ページ、28ページぐらいですか、私学振興課長ですね。場合によっては、ちょっと数問同じことで当たりますので、枝國局長ですね。総務部長のところに行くかもしれませんが。

ここ数週間、国会で議論されております私学の授業料無償化、今の時点の来年度の当初予算に直接じゃない分、今後のこともありますので、なかなか答えにくい部分もあるかもしれませんが、それを含めてちょっとお尋ねしたいと思いますが、今議論されているように、来年度予算は、3月、今参議院で修正されながら審議をされている。

報道等で聞くとところによると、来年度に向けて私立高校の授業料が無償化されて、次の年度からはその上限も上げられるとかということを見ると、さっき課長の御説明がありました、私立学校に主に——自民党で私学議

員連盟って伝統のある議員連盟があって、いろいろ応援しているつもりですが、おっしゃった経常費の助成とここにある就学支援と、大きくですね。説明がありまして、この経常費というのは、あんまりこれからも変わらないはずですね、多分。

で、もしかすると、さっきの説明があった(4)ぐらいか、就学支援金のところが額としては大きくなって、財源の内訳は国庫のほうが増えるかもしれませんが、そういう方向で数字としてですね。そっちのほうが増えてくるというようなことが予想されるんですね。まず1点目。

○松村私学振興課長 ありがとうございます。私学振興課でございます。

ただいまありました就学支援金の制度の改正が今国会の中であっておりますが、今後どうなるかという御質問だと思います。

まず、来年、2025年度につきましては——現在、世帯年収が910万以上の方は対象になっておりません。来年度、そこがまず撤廃をされると、年収の制限がなくなるということで、本県におきましては、大体私学の学生の7%程度、約1,200人弱ですけれども、そこに、今、公立と同じように、年間で11万8,800円という、新たに就学支援金が出ることになるかと思えます。その場合は、試算してみますと、大体1億4,000万程度プラスになると考えております。見込みです。

次に、2026年度、今度は上乗せ分が拡充と、完全無償化ということで全額無償化案が実現した場合には、さらに対象としては約7,000人が対象になります。本県で言いますと、大体4割の方がその対象に……

○松田三郎委員 4割。

○松村私学振興課長 4割ですね。はい。

そうなりますと、現在、本県の私学の授業

料というのは、大体平均で40万ぐらいです。そこを全部無償化ということになりますと、財源としては約19億拡充となります。

で、先生が先ほどおっしゃいました経常費助成とは全く別の制度になりますので、あくまでも、就学支援金は、100%国費の制度です。純粋にその就学支援金の部分が拡充されると、金額も予算も拡充していくということになるかと思います。

以上でございます。

○松田三郎委員 今の説明のちょっと確認ですけれども、2026年度以降で、今の予想どおりいくと、総額で19億ぐらい増える。これは、おっしゃったように、財源の内訳でいくと、国庫支出金のところが増えるだけといいますか、授業料に関しては、県の持ち出しが増えることはないということですね。確認。

○松村私学振興課長 就学支援金については、10分の10国庫から出ている分でございます。

○松田三郎委員 よく分かりました。

いろいろな御意見があらうかと思いますが、例えば、各都道府県によっても状況は違うでしょうし、その公立高校と私立高校の割合なりですね、力関係というところちょっと語弊ありますが、今までの歴史的なものもあるでしょうし、熊本県内で言っても、それぞれの地域で私立高校がないところとか多いところ、それとも非常に優秀な私立学校があるところ、だから、なかなか一律には言えない部分はあらうかと思いますが、よく言われるのが、例えば、先行して大阪府とか取り組まれたところが、どうしてもやはり私立学校のほうを選択する、希望する中学校卒業生が増えて、既存の公立の高校が軒並み定員割れしてしまうということになると、その悪い面も、もちろんいい面もですね、そうなった場合は

多いとは思いますが、心配される面が、例えば熊本県内において発生するということになると、例えば分かりやすい例で私の地元で言いますと、球磨郡あるいは球磨、人吉は私立高校はございません。で、県立高校は5つあったのが4つに再編統合された、さらに人口減少あるいは少子化でさらには3つとか2つになるんじゃないだろうかというのを漠然と皆さん懸念をされている中であって、今回の制度導入となると、もともとは地元から、例えば熊本市内の県立高校に行っていた人たちが、それはやっぱり私立も無償化になるんだったら私立もということで、もっとたくさん地域外に流出してしまうんじゃないだろうか。そうすると、さっき申し上げましたように、県立高校が、5つが4つになった、さらに3つ、2つになると、地元に残る高校生がより少なくなり、ひいては学校があったところがなくなってしまうということ、その自治体なり地域も非常に寂れるといいますか、寂しくなってしまうということを見ると、これは、ただ単に私立高校が授業料が無償化になりますというだけではなくて、やっぱり今後の県内の公立と私立の関係とか、あるいは県がどのように携わっていくべきなのか。

国の省庁は、話は飛びますけれども、文部科学省が、例えば公立、私立一緒でしょうけれども、熊本県の場合は、公立の場合は教育庁、私立は私学振興課、総務部と。これは、今までの歴史なりいろいろな経緯もあらうかと思います。他県が別の部署なのかどうか分かりませんが、行く行くは——これは人事課長なり総務部長ですね。そういう県立の中高と私立の中高を支援する部署は何か1つにするとか、今ももちろん連携は取られているとは思いますが、教育庁は巨大でしょうから、連携も限界があるのかなと漠然と思っております。

ただ、こうしてくれ、ああしてくれという妙案があるわけではございませんけれども、

今後、この私立高校の無償化が来年度あるいは再来年度予定どおり導入された場合のこの熊本県としての関わり方、さっき言いました最終的には過疎地域がさらに寂れてしまうんじゃないだろうかということまで考えて、どうかなというのを、ちょっと質問も漠然としておりますが、松村私学振興課長なりに、局長、部長ですね、何かヒントを与えていただければと思います。漠然とした質問で、漠然とした答えで結構です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

ただいま松田委員のほうから、就学支援金により私立が完全無償化された場合の懸念ですね。確かに、新聞報道を見ますと、例えば東京都とか大阪府におきましては、公立、県立高校の倍率がかなり下がってきている、定員割れを生じているというような報道もあっております。

また、本県におきましては、授業料につきましては、私立も公立ももう差がなくなるということです。生徒にとっては、もう自由に選べるような、私立、公立を関係なく選べるようになるというところから見ますと、確かにそういう、東京とか大阪で起こったような事態は可能性はあろうかと、まあ個人的な意見ですけれども、考えられると思います。

で、県としてどう対応していくかと、そこにどう対応していくかということについては、現在、教育庁が主体となりまして、県立高校の在り方検討というのをちょうどやっていらっしゃるところでございます。

その中には、私立の高等、中学校の、いわゆる私学協会の中からも会長と副会長がメンバーで今あり方検討会の中に入られて、そこで今後の、場としては県立高校を今後どうやっていくかというお話ではありますけれども、その中の議論において、今その私立との

関わり方というのも少し議論をされているようでございますので、まずは、私どもとしては、そこでどういった議論をされるのかというのを注視していきたいと思っているところでございます。

○松田三郎委員 冒頭言いましたように、私立の場合は、建学の精神があつて、どちらかというと、ある意味では自立性を持って、その独立性を持った部分はあろうかと思えます。

ただ、県が、あるいは国、県が経常費を補助したりとかいう部分もあるというので、熊本県の場合は、特に、多分ですね。昔は、やっぱり公立の高校が人数も多くて絶大な力を誇ってたつて、私立は、その建学の精神があるとはいえ、やっぱり県がある程度の支援をしていかないとなかなか同じ土俵では勝負できないだろうと、大昔ですね。そういうのがあつて総務部の中に私学振興課があつて、ずっと支援をしてこられたんだろうと思っておりますが、申し上げましたように、それはそれで、例えば高校を選べる選択肢が増えるからいいじゃないかって、それは負担が下がっていいじゃないか、保護者のですね。そういういい面はあろうかと思いますが、事はだんだん、その力関係とか、地域によっては大変変わってきてつたあるなと思いますので、さっき言いましたあり方検討会は、この私学の授業料無償化は、そのあり方検討会をしながら、途中から入ってきた話でしょうから、もちろんそれを見守るとはいえ、何かちょっと心配だなというのがあつたので質問をいたしました。

最後に、1点確認ですが、よろございますか。

○内野幸喜委員長 どうぞ。

○松田三郎委員 これは、他県で、都庁なり

県庁なり、都道府県の行政の組織の中で、公立の高校と私立の高校を取り扱う窓口は、別々のところが多いのか、さっき言いました、国は文部科学省が1つなので、その公私混ざって1つを窓口にしている組織が多いのかというのが分かれば教えてください。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

全国的には、私立を所管する部署と公立は別です。私学については、基本的には知事部局になります。なぜならば、私学関係の認可関係ですね、学校の認可関係につきましても、それは権限としては当然都道府県知事となっております。ですから、ほとんどの県が、私学については知事部局、公立については当然教育委員会でございます。

ただ、最近、例えば茨城県につきましては、今現在、令和6年1月からは、私学の部署を教育委員会の中に移していращやる県もあります。ですから、全てが別ではなくて、そういう一旦全部教育というくくりの中で教育委員会の中に私学の業務、所管部を入れてあるところはございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

すみませんでした。いろいろ先のことを含めてお聞きをいたしました。どうか、総務部長、後ろの人事課長、人事っていうか、組織のことでしょうから、今の私学振興課長の茨城の例とかをあえて、いずれはそういう判断が必要なことも出てくるかもしれませんので、どうか頭の隅に置いて、役職定年の時期ではございますけれどもね。

○小金丸総務部長 いつもありがとうございます。

非常に松田委員がおっしゃった課題感は、非常に大きいものだと思っております。今、茨城県の例出ましたけれども、令和6年にで

きたばかりということで、我々も情報収集中でございます。特に、いじめ問題とか、そういう部分に関して、公立、私立を分け隔てなく同じところに対応していくということもベースになっているというふうにもお聞きしているものですから。

そういったいじめ問題、それから、今度、公立、私立、特に高校の在り方検討という中で、不可分のところでございますので、そこは引き続きまた教育委員会とも連携を取りながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○幸村香代子委員 資料で言うと25ページなんですが、庁舎等管理費のところでは2点お尋ねをしたいというふうに思います。

1点は、LEDの導入なんですけど、たしか2027年末で蛍光灯の製造が中止になるということで、どこの自治体でももうLEDの交換を順次進めているというところのようなのですが、今、県の施設においてはどのような状況なのかということが1つ。

それと、これはここかなと思っていたんですが、公用車のNHK受信料、契約がされてなかったということで、今熊本市も調査して契約をするということ、それから、ほかの市町村も、今の状況を調査して契約をするというふうな報道も起きていますけれども、県の公用車とかについては、今どんな状況なのかというのをお尋ねしたいと思います。その2点、お願いします。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

まず、1点目のLEDの導入についてお答えします。

今、県の総合庁舎、県庁舎ですね、合わせて15施設に順次導入を進めておりまして、来

年度は、阿蘇地域振興局、それから水俣保健所の2施設の導入を予定しております。それで全て完了する予定になっております。

ほかの県有施設については、環境部局のほうを取りまとめを行っていきまして、先生御指摘のとおり、2027年の蛍光灯のランプの製造の禁止とそれから輸出の禁止というところがございますので、今他部局のほうでも順次LEDの導入を進めているというふうに聞いております。

以上でございます。

○津川管理調達課長 NHK受信料契約の窓口となっております管理調達課から御説明申し上げます。

当県でも、2月末から、全所属、188所属へ再調査をかけておりますが、申し訳ありません、現時点でまだ未契約台数の確定ができていない状況でございます。そのため、現時点ではございますが、把握できた状況について御説明させていただきます。

まず、公用車のカーナビについては、知事部局の公用車714台中10台が既に契約をしておりましたが、88台が未払いの状況というところを把握しております。

次に、テレビについては5台、携帯については6台の未払いを把握しております。合計して99台の未払いということになります。現在、ほかに未払いのものがいないか、全所属へ再調査を依頼しており、早急に台数を確定したいと考えております。

あわせて、NHKとも協議を始めておりまして、例えば、職業訓練などの教育用のテレビは減免になることや、カーナビについても、テレビ用のアンテナが別についている場合は、アンテナを抜けば支払いは不要といったこともNHKから確認できましたので、今後とも支払いの必要の有無や支払い額について協議を進めまして、未払いの台数額が確定した段階で再度御報告させていただきます。

現時点での説明は以上です。

○幸村香代子委員 はい、ありがとうございます。

LEDについては、ここを所管するところはもうほぼ終わるといったところであるし、ほかの所管するところにおいても、順次進んでいるといったような御説明だったというふうに思います。

先ほどのNHKの、その他については、今まだ調査中というふうなお話で、現時点の状況を御報告いただきました。速やかにやはりその辺り把握していただいて、対応のほうをお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩下栄一委員 県政情報文書課ですかね。有斐学舎の問題ですけれども、大変僅かながらであるけれども、補助をいただいてありがとうございます。

昨年、たばこの火の不始末で、火災に見舞われて半焼しました、有斐学舎は。寒空の下、学生諸君は学業を投げ出さざるを得なかったんです。ところが、近隣の方々の御支援あるいは学校法人等々の御支援で、何とか宿舍を確保して勉学を続けております。

そこで、私は、これは財団ではありますがけれども、もうそろそろ、有斐学舎も100年以上たっていますので、県として、在京における奨学、学生諸君の支援活動の場として、根本的に有斐学舎の再建を検討していただく時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。

財団は、細川家が創設した肥後奨学会や、細川さんのじいちゃんの護立さんか何かが最初言い出して、財団として発足しておりますけれども、財団と協議の上、私のこれは個人

的な要望、希望ですけれども、県出身の学生諸君が東京で勉強するときの非常に大切な場所になるものだから、県立有斐学舎とか、そういう形ででも大幅な改革案をぜひ熊本県でつくっていただいて、将来の不安がないようにお願いしたいというふうに思っております。

そもそも、部屋ではたばこのむなよと大分言いよったんです、10年早いぞと。部屋たばこが火災の原因で宿舍の半分以上が燃えたんですね。だから、みんな、ああ岩下先輩の言わすとおりに、たばこは部屋でのんじゃいかぬばいて。まあ、嗜好品だからとやかく言えませんが、火災に気をつけてですね、まあ我が県議会も吸う族がたくさんいらっしゃるのであまり言えませんが、そういう事件がありました。寒かったでしょう、去年の暮れは。部屋がないと言うてみんな泣きよったから。

で、県政情報文書課としてはどういうふうに考えておられるか、一応お尋ねしておきます。

○坂本県政情報文書課長 岩下委員、御質問ありがとうございます。

岩下委員から御発言がありましたとおり、有斐学舎につきましては、細川家の支援により設立されて以来、創立約140年以上という歴史を持つ施設でございまして、県出身の大変優秀な学生、首都圏で活躍する人々たちを多数輩出してきております。

そういうこともありまして、県も、これまで施設の改修について支援してきたこともございますし、現在も、経常的な運営費について、一部支援をさせていただいているという状況でございます。

岩下委員からのお話にもございましたように、昨年12月に、埼玉県にありました施設で、学生のたばこの不始末によりまして火災が発生し、一部の学生たちは、一時ホテルや

ほかの県の施設でお世話になって過ごすなどして学生生活を続け、今年5月には、今度、埼玉県から少しまたぎまして東京都内のほうに宿舍を、元社員寮を借り上げるという形で移転しまして、45室、大体これまでの施設と同じ規模の施設を借り上げて運営しております。

火災によりまして、入寮している学生の皆さんは、大体50名ちょっとから40名ぐらいに減りましたが、また、新年度になると、50名台には戻るということで聞いております。

ただ、委員御懸念のとおり、宿舍を借り上げての運営ということで、これまでにプラスの経費がかかってまいります。

埼玉県に所有しておりました建物と土地は売却したということで、それまで持っていた基金等もございますので、当面の運営に不安はないということで伺っておりますが、確かに、将来的に継続的な運営を続けていくためには、抜本的な在り方の検討が必要でございますので、東京事務所の所長が理事の一人に入っております、県政情報文書課も適宜情報交換をさせていただいておりますが、その中で継続的な在り方が得られるよう、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 よろしく願いしておきます。私たちは、もうその要望だけでございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

それでは、先ほど一部出納局とまたがりましたが、改めて企画振興部、ほか各委員会の質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○幸村香代子委員 36ページの計画調査費の企画推進費の(3)、大阪・関西万博自治体催事出展事業というのが計上されているんです

けれども、昨年、たしか5,000万、県のこの万博の事業費として計上されていたと思います。中身は、たしか阿蘇のアピールをやるというような中身であったと記憶をしておりますけれども、今回のこの3,000万は、九州7県合同での展示なんですというふうなお話でしたけれどもですね。何かこれとは全然、前回の予算の催しとは全然関係ないということなんですかね。

○受島企画課長 企画課でございます。

大阪・関西万博への出展事業についての御質問でございます。

幸村委員御指摘のとおり、前回の6月補正の予算におきまして、当時の文化企画・世界遺産推進課におきまして、阿蘇の草原再生をPRいたしますコンテンツを作成する費用についてお認めをいただいたところでございます。

今回計上しております予算は、先ほど御説明いたしましたとおり、九州7県で合同出展をするというふうな事業でございまして、その中にそれぞれの7県が独自のブースを、さらにその中で小分けで持っております中に、先ほど申し上げました草原再生についての映像の上映ですとかあるいはPRするという、せんだっていただいた予算で作成しましたコンテンツをそこで展示していくというふうな流れになっております。

加えて、今回の3,000万余の予算の内訳でございますけれども、1つが、その7県で実行委員会を設けておりまして、共通する予算をそこから支出しておるというふうな仕組みになっておりますので、その実行委員会に対する負担金が1,000万円、これは長崎県が幹事県ということになっております。

それから、先ほど申し上げました、その中で県のブースでの草原再生に要します、例えばいろいろ機材の設置ですとかあるいは上映に要する経費、これが1,700万余を計上して

ございます。

最後に、その共通ブースの中で、せっかくいろんなところのお客様がお見えになりますので、食という切り口でもちまして九州の全体をPRしていこうというふうな、この共通ブースに対する、例えば食材の提供ですとか、あるいは当日の試飲あるいは試食などへのスタッフの配置ですとか、こういったものへの経費を200万円余計上しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○幸村香代子委員 御説明ありがとうございます。

少し何か勘違いしているところがあって、ああって、熊本だけで1ブースあるのかなとかっていう、その5,000万計上されたときに、そのコンテンツの作成っていうことも含めて何かブースがあるのかなというふうに思っていたので、いや、何か今回どうだろうと思ったら、結局、その前の5,000万というのは、そのコンテンツとかのいろいろもろもろ作成するのに5,000万で、今回、7県でブースをつくって、その中で県の使えるそのブースというのが1,700万で、そこでやるということの御説明だったと思います。

非常にそういった意味では、その県のアピールの5,000万も含めて、相当な予算をこれにつぎ込むということになっているので、ぜひ成果が出るような意気込みで取り組んでいただきたいと、参加いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○受島企画課長 企画課でございます。ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、今回、大阪・関西万博、非常に地域のPRをするには絶好の機会というふうに考えております。特に、大阪・関西万博につきましては、総来場者数が約3,000万人というふうに見込まれておりま

す。1日にしますと約15万人、このうち1割強がインバウンドというふうに今のところ想定をされているところでございます。

まあ、インバウンドかどうかあるいは日本国内の方かどうかによらず、九州外の方に対して、九州の魅力、それから観光資源をPRするには、非常にいい機会かなというふうに考えております。

県によりましては、単県でブースを設けるというふうな県もございますけれども、こういうふうに九州各県一緒にやることで、一定規模のブースも確保できますし、費用も効率的に運用できると、さらには、それぞれの魅力を多元的に発信できるというふうなインパクトもございますので、しっかり成果が出てまいるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○幸村香代子委員 いいです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松村秀逸委員 40ページの肥薩おれんじ鉄道についてちょっとお尋ねと、せんだってテレビを見ておまして、テレビ報道で八代から川内までのとてもいい放映がありましたので。

お聞きしますと、全国的にも非常に赤字幅が大きい鉄道だと聞いております。たまたまその報道の内容は、熊本の、例えば日奈久に寄って、日奈久のちくわとか晩白柚、芦北のアカエビ、サラダタマネギですか、そういうのがずっとあって、アジアカエビとかいろいろ熊本の農産物、魚介類がたくさん出て、これはPRに大変役立ったんじゃないかなと思います。

まさに木村知事の食のみやこ熊本づくり、これとひっくるめて、このおれんじ鉄道、赤字を何とか盛り返し、黒字につなげるいい企画かなと思ったんですけども、今後、そういう何か考えといいますか、県としてのそういう何か新たなやり方を考えていらっしゃるのかなと思ったので、その辺が何かあればお尋ねしたいと思います。

○坂本交通政策課長 ありがとうございます。

肥薩おれんじ鉄道につきましては、委員御指摘のとおり、非常に魅力ある風景あるいは食で、現在も会社のほうで一生懸命PR、それから、やはりどうしても通学だけで見ますと、沿線地域の人口というのは、なかなか今後厳しい状況にあるということで、いわゆる定期外収入、観光面も含めた、そういった取組に、今、中期経営計画の中でしっかりと取り組んでいただいているところです。

実は、今、肥薩おれんじ鉄道を今後どう継続的に維持していくかということで、鹿児島県、それから沿線市町とともに、現在、新たに計画をつくって、肥薩おれんじ鉄道、それから沿線地域の公共交通を考えていこうということで、法定の協議会を立ち上げております。

これに基づきまして、現在、地域公共交通計画の策定をしておまして、沿線地域、それから肥薩おれんじ鉄道と一緒に。それを踏まえて、また、鉄道事業の再構築計画という、いわゆる有利な国の補助金が使えるような、そのプロセスの一環である再構築計画という計画づくりも含めまして、その中でしっかりと、まあ、いかに来ていただくか、そして地域の魅力を伝えていくかということ、会社、それから鹿児島県、もちろん沿線の市町、鹿児島県も含めまして、しっかりと考えているところでございます。本年度、来年度でそういったものをしっかりと、今計画づくり

を進めているところでございます。

以上です。

○松村秀逸委員 この間のあれでは、廃線も考えられているような、はっきりはちょっと記憶がないので、そんな話もテレビで出ておりましたけれども、それを新たにですね、やはりちょっと観光列車的に、日頃そこに住んでいる人たちはないと困るわけですね、特に学生さんあたりは。

これは、あの風景、景色は大変すばらしいもので、私も若いとき、鹿児島勤務をしたとき、よくあの汽車に乗って、あの風景を眺めていた経験もありますので、あれをぜひ観光に非常に力を入れていただいて、食の都づくりとやっぱり熊本農産物をしっかりコラボしたPRと、観光客を増やすことで、何とか黒字化につなげるように頑張っていたきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○住永栄一郎委員 41ページです。

昨日も高速委員会に出席をさせていただいたんですけども、これの交通整備の促進費で、新と書いてあるやつですね。豊肥線のネットワークの強化というところで、この調査と検討というふうに書いてありますが、やっぱりTSMCまで行く鉄道が、今、単線で非常に混んでいると、東京並みに混んでいるというようなお話が出ております。

その中で、複線をという話があって、土地の買収であったりとかという話が出ているんですけども、これは、過去に、例えばこれを二階建てにする、複線を、行きと帰りを、そういった話というのが出たことがありますか。そういった調査をされたことがあるかな。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 私が携わる中では、我々も、例えば二階建てにすると、踏切がなくなることによっての地域の分断が、踏切によって分断されているところのつながりがよくなるよねとか、そういう発想の中では話題にしたことはあるんですけども、具体的にそれは検討がなされたということは、すみません、私に限っては聞き及んだことはございません。

○住永栄一郎委員 ぜひですね、まあ複線にすると、もちろん土地を買収せんといかぬとか、あるいはそれに対して時間がかかる、費用がどれぐらいかかるってことが出てくるかと思います。ですけれども、もし万が一二階建てにできるのであれば、買収の手間が省けるということと、その建設の費用と、どれぐらいの差と時間がかかるのかとかを何か一回算出したほうがいいんじゃないかなということちょっと思っていて、いずれにしても目的は渋滞を解消するということだと思います。

昨日も、やっぱりKKWINGの駐車場を増やすとか、空港の駐車場を増やすとかという話も出ておりましたけれども、これは健軍の市電も一緒なんですけれども、もし健軍からそのまま真っすぐ空港まで行く鉄道が延びていれば、そんな駐車場の話も多分もう全然出てこないぐらいスムーズに熊本の渋滞が解消されるんじゃないかなと思っと思って、ぜひ、こういったところにその検討の費用とかがあれば、もちろんそれを調べるためにはもっと予算をつけなきゃいけないと思うんですけども、それもJRさんも含めて協議をしていただくと、何かもっといろんなものが一気に解決するような気がしますので、ぜひ何かそういったところも検討していただきたいなと思います。何か最後要望になりましたが。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 今いただいた意見も踏まえまして、今回、2,000万ということで新規事業で予算を計上させていただきます。

これは、豊肥本線の輸送力の強化を、まあ車両の増結からですね、いろんな駅施設の改良とか、今おっしゃったように複線化とか、いろいろ手法が考えられると思います。どういった手法が一番効率的なのか、そして、あとその沿線の市町村とも一体となってまちづくりや二次交通の充実というのを図っていく必要があると考えますので、そういった検討の中で、いろんなアイデアを出すことによってより充実した将来像というのができくると思いますので、委員の御意見も参考にさせていただきながら、検討を進めたいというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第39号、第47号、第50号、第57号から第65号まで及び第87号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第36号外13件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号外13件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

報告資料の①をお願いいたします。

沖縄県からの避難住民受入れに係る初期的な計画につきましては、12月の当委員会におきまして、県内の5つの市町を受入れ市町村として検討を進めているなど、計画の検討状況を報告させていただきましたが、このたび計画案としてまとまりましたので、改めて報告をさせていただきます。

まず1ページに、この計画の留意点を記載しております。

1、本計画は、有事の際の住民避難の受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではないこと。

2、要避難地域や避難先地域などの国からの避難措置の指示は、そのときの情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるものでございます。そのため、この計画上の想定は、あくまでも仮定のもので、決まったものではないこと。

3、本計画は、現在、国と最終調整中で、国において、九州・山口各県分を取りまとめて今月末頃に公表予定となっております。県でも、それに合わせて県ホームページで公表予定です。

2ページをお願いいたします。

上段に、本計画の位置づけ等を記載しております。

本計画は、有事の際の沖縄県先島諸島の住民の受入れにつきまして、国が示した一定の前提の下、避難当初の約1か月間において必要となる要領や手続等を取りまとめたものでございます。

国が示した前提の主なものは、1つが、住民の方々は、空路で福岡空港または鹿児島空港を経由し、九州・山口各県に避難されること、九州・山口各県は、安全が確保されている環境であること、九州・山口各県は、国からの入域自粛要請等により、ホテル等は空室率100%で、貸切りバスも100%利用可能であることでございます。

なお、受入れの検討は、令和6年度の初期的な計画から令和8年度までの3か年かけて行いまして、実効性の向上等を図っていくこととされております。

中段の左側に、令和6年度における検討内容を記載しております。

受入れに当たって必要な①輸送手段の確保から⑥通信設備の提供まで、6つの事項について、事務や調整事項を整理しております。

なお、入院患者等の要配慮者の受入れ調整や避難期間が1か月を超える場合等につきましては、令和7年度以降に検討するということとされております。

下段の左側に、本県における受入れ人数を記載しております。

沖縄県の宮古島市と多良間村から計1万2,792人の避難者を、本県内の5つの市町で資料記載の人数ごとに受け入れることとしております。

なお、この5つの市町を受入れ市町村としたのは、12月の当委員会でも説明しましたように、避難者の避難先でのコミュニティー維持を最優先に、できるだけ受入れ能力の高いホテル等が所在する市町村で受け入れる

ということとしたためでございます。

右側には、国民保護法の制度的枠組みを記載しております。

有事の際、避難先地域の知事、市町村長は、国からの指示を受け、避難住民を受け入れてホテルの供与などの必要な救援を実施することとされておまして、本計画の作成は、それを円滑、適切に実施するための事前の備えとなるものでございます。

3ページをお願いします。

本計画の内容を記載しています。

県、受入れ市町、事業者等と連携の上、鹿児島空港から本県への輸送手段やホテル等を確保するなど、避難される住民の方々が約1か月間生活できる計画を作成しております。

中段に、具体的な内容を記載しております。

①輸送手段の確保につきましては、鹿児島空港から本県へは貸切りバスで移動していただくということにいたしておまして、バス事業者へ協力をお願いして、必要台数を超える台数を確保しております。

②ホテル等の収容施設の供与につきましては、全ての避難住民の方々をホテル、旅館で受け入れることとしております。関係団体やホテル、旅館に協力をお願いして、受入れ人数を超える部屋を確保しております。

③食料、飲料水の調達、提供につきましては、ホテル等での食事を基本とし、ホテル等で賄えない食事につきましては、災害時の応援協定を締結している小売事業者等から食事を配送するというようにいたしております。

④生活必需品の調達、提供につきましては、災害時応援協定を締結している小売事業者等から調達、提供することといたしました。

⑤避難者の健康管理につきましては、保健師のホテル等への派遣や医療従事者による巡回診療等を実施するというようにいたしております。

⑥通信設備の提供につきましては、避難先となるホテル等でWi-Fiの利用が可能であることを確認いたしております。

このように、今年度検討を進めた6項目全てを盛り込んだ計画といたしております。

下段は、避難及び受入れの流れを絵に落とし込んだものでございます。

参考といたしまして、4ページに、受入れ5市町ごとの計画の内容を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

危機管理防災課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

報告資料の②をお願いいたします。

カスタマーハラスメントの対策の実施について御説明させていただきます。

まず、現状、課題についてですが、全庁アンケート調査結果(概要)を御覧ください。

県庁における現状、課題を把握し、効果的な対策を講じることができるよう、昨年9月、知事部局の全職員に対して実態調査を行いまして、68%の職員から回答がありました。

調査結果のポイントについて、真ん中にグラフとともに赤字で記載しております。

まず、カスハラを受けた職員数ですが、職員の3分の1がカスハラを経験しており、その件数は、2番目に記載のとおり、年々増加傾向となっております。

また、3番目ですが、電話対応時にカスハラを受けたと答えた職員が約9割の最多となっており、4の苦慮した点については、正当な苦情との線引き判断や具体的な対応方法に苦慮している状況が把握できたところでございます。

このアンケート調査結果から見えた課題とその解消に向けた対策でございますが、資料の下段に記載しております。

1点目の適切かつ組織的な対応ができてい

ないことに対しましては、今年1月に対応マニュアルを策定し、各職員へ周知したところでございます。

次に、2点目の業務の停滞等による県民サービスの低下が懸念されることに対しましては、次年度から、外部からの電話に対して、録音を行う旨のガイダンスを流した上で、通話内容を録音できる設備の導入を順次進めていくこととしております。

資料の裏面を御覧ください。

こちらにマニュアルの概要を記載しております。

カスハラの判断基準や資料右側にある判断フローを盛り込むとともに、職員の心身の負担軽減や円滑に職務を遂行できる環境を保つ観点から、資料の左下に記載しておりますが、対応を終了する際の目安の時間を定めたことなど、本マニュアルの特徴的な部分がこういった部分になろうかと考えております。

最後になりますが、県民の皆様からの様々な御意見には、丁寧に耳を傾け、誠実に説明を尽くすことが大前提でございますけれども、明らかに妥当性を欠く要求や長時間の拘束、職員の人格否定等が行われた場合は、組織として毅然とした対応を行ってまいりたいと考えております。

人事課からは以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

報告資料3と記載のある資料をお願いいたします。

熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)の一部改定について御報告いたします。

まず、改定の経緯について御説明いたします。

資料左側の1についてですが、この計画は、国土利用計画法に基づき、令和3年3月に策定したもので、計画期間は10年間でござ

いまして、令和12年までとなっております。

2に記載しております令和3年の計画策定後において、大きな動きが2つございました。

1つが、①T SMCの本県進出です。

T SMCの進出決定後、県北地域を中心に工業用地等の需要が増加している状況となっております。

2つ目は、②全国計画の改定です。

国が策定する全国計画は、令和5年7月に第6次計画へと改定されました。

このような状況を踏まえ、3に記載しておりますが、計画策定後の状況変化に対応するよう、一部改定を行うことといたしました。

資料右側の4に、改定に向けたこれまでの経過と今後の予定を記載しております。

庁内で検討した改定素案について、昨年9月以降、熊本県国土利用計画審議会委員の皆様から御意見をいただき、また、県内全市町村の御意見も聴取して改定案を整理し、本年1月に最終案を作成したところでございます。

本年2月の熊本県国土利用計画審議会の審議を経まして、現在、パブリックコメントや国との最終調整を行っております。

次に、一部改定の概要につきまして、資料2枚目のA3の資料で御説明いたします。

資料の赤字下線部分が、今回の一部改定により加筆修正を行った部分でございます。

資料上段、中央の県土利用をめぐる環境、条件に、T SMC進出決定以降の状況を追記しております。

上段右側の1、県土利用の基本方針では、再エネ発電施設の適地誘導や工場や事業場で使用される有害物質等の地下浸透防止策、流域治水の推進、盛土規制などを追記しております。

資料下段の左側に、県土利用の基本方向では、農地について、農業振興と企業進出の両立を目指し、計画的な土地利用を図る旨追記

いたしました。

また、工業用地については、農地等の土地利用にも配慮し、必要な用地の確保を図る旨追記しております。

下段中央の3、利用区分ごとの規模の目標についてです。

この計画では、計画期間の終期である2030年における農地や森林などの規模、面積の目標値を設定しておりますが、直近の統計データ等を踏まえ、見直しを行いました。

基準年である2016年の数値と比較しまして、農地等が微減、道路が微増、工業用地が増、森林、原野等が同程度となっております。

次に、右側の地域別概要では、熊本都市圏地域について、渋滞対策のための道路整備や公共交通利用促進、空港アクセス鉄道整備や二次交通の充実について追記しました。

県北地域については、農業振興と企業振興の両立や幹線道路ネットワーク整備の促進、渋滞対策のための道路整備と公共交通が利用しやすいまちづくりを、阿蘇地域については、温泉、地熱等を活用した土地利用や草原の景観保全への取組を、県南地域は、県営工業団地の整備等による産業振興や令和2年7月豪雨からの創造的復興及び緑の流域治水の取組などを追記しております。

以上が今回の一部改定で加筆修正を行った主な内容でございます。改定案全部については、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、右上に報告資料④と記載のある資料をお願いいたします。

地域未来創造会議の開催状況等について御報告いたします。

資料左側の令和6年度の欄を御覧ください。

9月議会でも御報告いたしましたが、昨年の7月から8月にかけて振興局単位で準備会議を行い、この会議の開催方法等を議論いたしました。

このことを踏まえまして、昨年12月から3月にかけて、振興局単位で、知事、市町村長の皆様、県議会の皆様に御出席いただき、順次開催しているところでございます。

なお、熊本市地域の会議は、県・市調整会議等が開催されていることから、今年の開催を見送ることとしております。

会議では、知事がそれぞれの地域に対する思いを説明し、市町村長の皆様からも、地域の将来に対する思い等を語っていただき、知事による進行で様々な事項について議論が行われております。

下の表に会議で議論された主な事項を載せておりますが、市町村や地域全体の現状、それから、課題、今後の地域の発展方向に向け必要な取組等について議論されております。

率直な意見交換ができるよう、会議は非公開で開催しておりますが、各会議の概要は、後日県ホームページ等に掲載し、公開する予定です。

次に、資料右側の令和7年度の欄を御覧ください。

次年度は、今年度の会議で議論された事項につきまして、県、市町村で連携し、課題整理や事業化等に向けた検討を進めることとしております。

事業化に向けては、くまもと未来づくりスタートアップ事業の地域未来支援枠や地域未来創造推進費などで支援してまいりたいと考えております。

また、7年度の会議については、事業化に向けた検討結果などを基に、今後の展開等を議論するとともに、新たな事項についても議論することと想定しております。あわせて、公開シンポジウム形式での開催も検討してまいります。

報告は以上でございます。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料⑤と記載の資料をお願いいたします。

本件につきましては、明日3月14日の建設常任委員会でも同様に御報告いたします。

1、緑の流域治水の主な取組状況についてです。

(1)流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについて、昨年12月7日に、令和5年度以来1年ぶりとなります第3回会議を開催いたしました。

会議では、川辺川に建設予定の新たな流水型ダムの環境影響の最小化に向けた取組と、過去の会議で川への土砂流入等に関する御懸念が寄せられていましたことから、球磨川流域の森の現状や土砂、流木対策について、国、県の説明、解説を行いまして、流域住民の皆様と確認いたしました。

会議の内容等は、県ホームページで掲載しますとともに、1月25日に熊本日新聞で、1月28日に人吉新聞で広報を実施しまして、広く県民の皆様に周知しております。

次に、(2)緑の流域治水に関する流域市町村職員研修会についてでございます。

住民に一番身近な行政機関であります球磨川流域の市町村職員が、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水についてさらに理解を深めることができるよう、市町村の主催で研修会を実施いたしております。

9月4日の人吉市の開催に続きまして、12月18日に球磨村、2月10日に八代市で開催され、国、県から、流水型ダムを含みます治水対策について、それらを中心に説明をいたしました。

引き続き、緑の流域治水に対する理解がさらに深まりますよう、情報発信に努めてまいります。

資料の裏面に移りたいと思います。

(3)球磨川水系県管理河川についてでございます。

人吉市内を流れます御溝川では、人吉駅周

辺を含みます市街地の浸水被害を軽減する二次放水路が完成しまして、4月の運用開始を迎えます。

また、あさぎり町の田頭川では、堤防かさ上げに着工するなど、各所で事業を進めております。

続いて、2、五木村、相良村の振興について御報告します。

五木村では、1月26日に、氷川町宮原の国道3号から五木村頭地地区に至る主要地方道であります県道宮原五木線の五木村椿工区にて、道路改良工事着工式を行いました。この県道は、急カーブ、見通し不良、幅員が狭い区間を伴います。より安全、安心で円滑な通行が確保できるよう、改良工事を行うものです。

また、2月16日には、村主催の村民説明会が開催されまして、約40人の方が参加されました。国、県、村から、流水型ダムを前提とした振興の取組、ダム関連事業の進捗等について説明いたしました。さらに、住民主体の地域振興も進められております。

3月3日には、村の中心部である五木村東地区のまちづくりランドデザイン協議会から、振興に関する提案書が村長に提出されています。また、みょうごにちには、村北部の宮園周辺地域でも、振興協議会が取りまとめた振興策の報告会が開催される予定です。

次に、相良村では、1月26日に川辺川の河川整備関係工事着工式を開催いたしました。平川地区というところの河道拡幅、護岸整備等に取り組み、新たな流水型ダムの完成予定であります令和17年度までの完了を目指しております。あわせて、大雨の際に冠水する川辺川沿いの国道445号上下坂地区での道路かさ上げも、一体的に実施してまいります。

また、相良村では、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業を活用しまして、特産品の開発が進められています。村内を流れる川辺川の湧き水と村の特産品でありますお茶を使用

したクラフトビールの試験製造に取り組まれておりまして、今後、相良村を代表する商品となることが期待されております。

報告は以上です。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 すみません。小さいことです。最後に説明いただいた中川政策監ですね。

私、実は、この相良クラフトビールっていうのは、実物見たことも飲んだこともありませんが、どなたか復興局で試飲をして、ああ、これはいけるとか、これはちょっととか、何か感想をですね、まあメディアが入っているので言いにくいかもしれませんが、理事かどなたか、何か飲んだり見たりっていう方が——じゃあ、お願いします。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

このクラフトビール、説明しましたように、お茶と川辺川の湧き水を使ってということでございまして、まずお茶のほのかな香りが漂いまして、かつそのお茶の苦みとも相まって非常に濃厚な味わいとなっているというのが私の試飲した感想でございます。これは、しっかり相良村を支援して、PRしていければというふうに思っております。

○松田三郎委員 何か原稿読みながら今食レポしているような。

これは、うまくいくとどこかでもう販売ルートとか、どこかでいうのも大体決まってるんですか。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

今はまだ試験製造段階でございまして、各所でまずは試飲をしていただいて、アンケートをさせていただいているというところでございます。今度15日のくまモン感謝祭の中でも相良村が出店されまして、そういった試飲をしていただいてPRするというのを計画されております。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

ほかありませんか。

○幸村香代子委員 沖縄県からの避難住民受入れに係る初期的な計画案なんですが、留意点のところも含めて、特定の有事を想定したものではないということが前段にあって、しかし、2ページにある、有事の際の沖縄県先島諸島の住民の受入れということなので、ここにあるその沖縄県の有事というものが何を想定されているのかということを御説明いただいていいですか。

○井上危機管理防災課長 国民保護を要する事態ということになりますので、何か特定の戦争とか、そういったものを想定したものではないというふうに国からは説明を受けております。

以上です。

○幸村香代子委員 ということは、沖縄の有事というの、特段どんな有事かということについてはないということなんですかね。

○井上危機管理防災課長 何らかの、その戦争とかそういったことで、固有の戦争という状況ではないというふうには説明を受けております。

以上です。

○幸村香代子委員 なかなか、お答え、厳しいのかなというふうにも思います。

それで、この計画上の想定は、あくまで仮定のものであり、決まったものではないということは、仮定のものって、どっからどこまでが仮定で、でも、その3番からすると、もう調整して公表しますよという話になっているんですけども、こちら辺りの——どんなふうに理解したらいいのか、説明していただいていいですか。

○井上危機管理防災課長 まず、今回は、要避難地域が沖縄県の先島諸島ということでされております。その方々が、九州・山口各県が避難先となって避難するということになっておりますけれども、どこが要避難地域になるのか、また、避難先はどこなのかというのは、もう全て仮定のものというふうに伺っております。

以上です。

○幸村香代子委員 ということは、そもそもこの避難元も受入れ市町村も、あくまでも想定であり、仮定であり、どんなふうに流動的になるか分からないけれども、取りあえずこういったことを想定して計画を立てましょうということなんですよ。

○井上危機管理防災課長 委員御指摘のとおりでございます。

以上です。

○幸村香代子委員 非常にですね、やっぱり県民の皆さんのところ、また、この避難受入れ市町村というふうにあるところからも、非常に懸念というか、心配の声も上がっています。受け入れるとか受け入れないとかということじゃなくて、こういった事態になることそのものもそうですし、こういったことを受け入れたときに、じゃあ自分たちはどうなるのかといったところも含めて、非常に不安視する声も上がっていますので、その辺りの

すね——国だけに任せていくのではなくて、県としても、折に触れ、そういった辺りの疑問の声が届けられたら、丁寧な対応をお願いしたいと思いますし、この受入れ市町村のところも、もう計画が立てられているようです。そういったところと連携しながら、住民への説明は丁寧に行っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

先ほど、相良村がくまモン感謝祭で試飲を検討していると、計画していると申しあげましたけれども、一旦中止して次の機会をつくるということでございますので、訂正させていただきます。すみませんでした。

○内野幸喜委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和6年度総務常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、議案等の中から、取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について御一任いただきましたので、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、5項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調

査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思います。

なお、掲載までに、簡易な文言の修正や最新データへの修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○松田三郎委員 すみません。これは、かつて自民党の政策審議会でもちょっと去年話題になったと思いますが、生成A I、これはどこの課で答えられるのか分かりませんので…あ、あ、黒瀬課長のところですね。

端的にお伺いしたいのは、県庁内の事務とかで、いわゆる生成A Iと言われるものを使っていいのか悪いのか、あるいは使う場合に条件とか何かエリアとか、エリアといいますか、この分野はいいとかって、何かの制約があるのか。そもそも、これは別に条例云々の問題じゃないでしょうか、庁内でこうしようって、誰が権限を持って決められるのかと、さっき言いました許可云々というところを、ちょっと課長からお答えいただければと。

○黒瀬システム改革課長 本県の生成A Iにつきましては、昨年の3月から、マイクロソフトのコパイロットというものの無償版、これはウェブ版のものでございますので、いろ

んな方が使えるものでございます。こちらのほうをまずは使ってみるということで開始をしております。

当然ながら、ウェブ版、いろんなところにオープンになるようなものですので、個人情報であるとか機微な情報は使わないという前提で開始をしております。具体的には、全ての職員が、ガイドラインを決めまして、それに基づいて使用していくということでやっております。

で、どれぐらい使っているかというのを我々のほうでも把握しておりまして、昨年の3月導入時期にはかなりの数使われておったんですけれども、実際に5月、6月と進んできますと、使用がかなり少なくなってまいりました。

やはり業務効率化の観点からいきますと、生成AIを使って効率化していくというのは、今後避けられないことと思っております。我々のほうで、具体的な使い方、こういうふうにすると安全に使えますよ、こういうところは業務効率化で使っていきましょうよというものを再度示しまして、動画研修とかオンライン研修などもやっておりまして、この10月以降、かなり使用が広がってきたかなと思っております。

今後は、そういう形で、今、オープンの一オープンといいますか、外に出ても問題のないものしか使えない環境で生成AIを今使っております。利用者が広がってきましたので、次のステップである有償なものを使って、クローズドな、外に漏れないような環境で使えないかということも検討していく必要が、そういうステージにそろそろなってきたのではないかというふうに考えておりますので、また引き続き検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 そういうのは、じゃあガイ

ドラインをつくって、やっぱり課長が一番偉いけん、課長が決めるわけですかね。

○黒瀬システム改革課長 我々のほうで案をつくりまして、当然ながら全庁に関わることでございますので、当然ながら部長とか知事、副知事にも諮りながら、相談しながらやっていくということでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって第7回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時11分閉会

○内野幸喜委員長 本年3月をもって役職定年等の方が、本日14名出席されていらっしゃる。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っております。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、お1人ずつお聞かせいただければと思っております。

（内田知事公室長、福原秘書課長～松橋政務調査課長の順に退任挨拶）

○内野幸喜委員長 大変お疲れさまでした。

それでは、最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本来であれば、宇城市の末松市長が挨拶されるころだと思います。末松委員長は、県議会を辞められて、私の場合、1か月間だけの委員長でありましたので、ここで話すべきじゃないのかもしれませんが、委員として、そして委員長として、この1年間、総務常任委員会での議論を見たときに、本当に、委員

の先生方、そして執行部といい議論ができたのかなと、県政発展につながる諸課題についての議論ができたのかなというふうに思っております。

引き続き、来年度以降、総務常任委員会は、多分この県政発展の一番重要な委員会だと思っておりますので、来年度どの委員会に所属するか分かりませんが、引き続き総務常任委員会の発展を祈念したいというふうに思っております。

それから、先ほど14名の役職定年等を迎えられる皆さん方のそれぞれ挨拶がありました。ぜひ次のステージでも頑張ってくださいなというふうに思っております。同時に、これまでの経験と知見に基づいて、熊本県の発展のために引き続きお力添えをいただければというふうに思っております。ぜひ、今後も皆さん方の活躍を心から御祈念いたしたいというふうに思っております。

最後に、委員の皆さん方に改めてお礼を申し上げます。委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

じゃあ、西村副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○西村尚武副委員長 一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、末松委員長、また、内野委員長の下で委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、ありがとうございました。また、執行部におかれましても、真摯に御対応いただき、ありがとうございました。

委員、執行部の皆様には、この委員会で議論されましたことを踏まえ、各施策を推進していただき、本県がさらに発展していきますよう心から祈念申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。（拍手）

○内野幸喜委員長 じゃあ、これで終了いたします。

午後0時27分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長